

# 岩手町指名競争入札参加資格審査申請要領

岩手町及び岩手町水道事業所が発注する建設工事、建設関連業務に係る入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査を申請し、入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。

## 1 申請することができる者

平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までに町営建設工事もしくは建設関連業務委託に係る入札参加資格申請書を提出していない方のうち、平成 30 年度に岩手町が発注する(1)に掲げる建設工事、(2)に掲げる建設関連業務の指名競争入札への参加を希望する方。ただし、(3)の欠格要件のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることはできません。

### (1) 建設工事

工 事 種 別	建設工事の種類
土木工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
電気設備工事	電気工事
管設備工事	管工事
舗装工事	ほ装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
機械設備工事	機械器具設備工事、鋼構造物工事又は水道施設
塗装工事	塗装工事
グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
通信設備工事	電気通信工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
造園工事	造園工事
ボーリング工事	さく井工事又はとび・大工・コンクリート工事
消防設備工事	消防施設工事
標識設備工事	とび・土工・コンクリート工事
鋼工作物工事	鋼構造物工事
防水工事	防水工事

### 【資格要件】

右欄に定める建設工事において建設業法(昭和24年法律第100号)の規程による許可を受けていること。

## (2) 建設関連業務

業 種	業 務
測量	地上測量 地図の調整 航空測量
建築関係建設コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画 施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量調査 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関係 不動産鑑定 登記手続等

### 【資格要件】

業 種	資 格 要 件
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録
建築関係建設コンサルタント	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録
土木関係建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条第1項による登録
地質調査	地質調査業者登録規程第2条第1項による登録
補償関係コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条第1項による登録

## (3) 欠格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する方。
- ② 政令第167条11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により資格の取消処分を受けた方で、その処分期間が経過していない方。
- ③ 納期限が到来している岩手町税、岩手県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を納付していない方。

## 2 申請書受付期間及び提出先

平成30年2月1日～平成30年2月28日（土・日・祝祭日を除く）  
〈受付時間：午前8時30分～午後5時00分（正午～午後1時までを除く）〉

〒028-4395 岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割44番地  
岩手町役場総務課財政係

## 3 提出様式

岩手県又は国土交通省様式を準用してください。

## 4 申請書の提出方法

持参又は郵送（平成30年2月28日必着）。

※郵送提出される場合、資格審査申請書受領書が必要な方は、受領印を押印できる書類と返信用封筒、又はハガキ（受領先の住所及び名称を記入し、切手を貼付けたもの）を同封してください。

## 5 提出部数

- 1部（A4版ファイルに綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください）
- ※1 上水道事業建設工事とその他の町営建設工事、両方とも受注希望の方は各1部ずつ、計2部の提出となります。
  - ※2 上水道事業建設関連業務とその他の建設関連業務、両方とも受注希望の方は各1部ずつ、計2部の提出となります。

## 6 名簿有効期間

平成29・30年度岩手町競争参加資格者名簿に登録され、その有効期間は平成30年6月1日から1年間（平成31年5月31日まで）です。

## 7 資格審査

申請書提出後「町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程」第3条第1項の規定により資格審査を行い、資格基準に適合すると認められた方について業種別（等級別区分を行う業種にあっては、等級別区分を行った上で）に入札参加資格者名簿に登録します。

## 8 提出先・問い合わせ先

町営建設工事・町営建設関連業務については  
岩手町役場総務課財政係  
電話0195-62-2111（内線207）

上水道事業建設工事・上水道事業建設関連業務については  
岩手町水道事業所上下水道係  
電話0195-62-2111（内線333）

9 建設工事 提出書類

	提出書類	備考
①	建設工事請負資格審査申請書	宛名は「岩手町長 民部田幾夫」としてください。【県様式第1号及び別紙】 ※上水道事業建設工事の受注を希望する方は、宛名を「岩手町水道事業所 岩手町長 民部田幾夫」としてください。
②	建設業許可書（写）	
③	経営事項審査の総合評定通知書（写）	審査基準日（決算日）が、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの期間に属するものの写しを提出してください。
④	営業所一覧表	【県様式第2号】
⑤	工事経歴書	平成29年10月1日の直前2年の各営業年度内及び申請書を提出する日までに着工したものについて記載してください。 【県様式第3号】
⑥	希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高	【県様式第4号】
⑦	技術職員名簿・（該当する場合は）登録基幹技能者名簿	平成30年1月31日現在の状況で記入してください。【県様式第5号・（該当する場合は）県様式第5号の2】
⑧	建設業従事職員名簿	【県様式第6号】
⑨	舗装施工管理技術者資格者証（写）	舗装工事を希望する方のみ提出してください。提出無き場合、舗装工事の資格登録を受けられませんのでご注意ください。
⑩	給水装置工事主任技術者資格者証（写）	水道業者として申請を希望する方のみ提出してください。提出無き場合、水道業者の資格登録を受けられませんのでご注意ください。
⑪	浄化槽設備士資格者証（写）	浄化槽工事を希望する方のみ提出してください。提出無き場合、浄化槽工事の資格登録を受けられませんのでご注意ください。
⑫	納税証明書（写し可）	次に掲げる納税証明書（発行後2ヶ月以内のもの）を提出してください（消費税については、課税対象業者に限りません）。 （1）県内に営業所を有する方 ①法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（※税務署が発行する証明書） 【法人】納税証明書（その3の3） 【個人】納税証明書（その3の2） ②岩手県税〔県が賦課徴収するすべての税目〕（※広域振興局県税部等が発行する証明書） 【法人・個人】県税に未納がないことの（様式第111号イ） 且つ、町内に営業所を有する方 ③平成28・29年度岩手町税（※岩手町税務会計課が発行する証明書） 【法人】法人町民税、固定資産税、軽自動車税 【個人】町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 （2）岩手県内に営業所を有しない方 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（※税務署が発行する証明書） 【法人】納税証明書（その3の3） 【個人】納税証明書（その3の2）
⑬	登記事項証明書（写し可）	【法人】履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本 【個人】身分証明書
⑭	印鑑証明書（写し可）	
⑮	使用印鑑届	様式は任意です。なお、⑯の委任状を提出する場合は不要です。
⑯	委任状	様式は任意です。代表者が支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合提出してください。

## 10 建設関連業務 提出書類

	提出書類	備考
①	建設関連業務指名競争入札参加資格審査申請書	宛名は「岩手町長 民部田幾夫」としてください。【県様式第1号～その3】 ※上水道事業建設関連業務の受注を希望する方は、宛名を「岩手町水道事業所 岩手町長 民部田幾夫」としてください。
②	営業に関する登録証明書（写）	申請日の3ヶ月以内に発行されたものの写しを提出してください。
③	直前2年の実績高表	【県様式第2号】
④	営業所一覧表	【県様式第7・8号】
⑤	財務諸表	平成28・29年に決算日の到来する各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合は収支計算に関する書類（売上高及び自己資本額がわかるもの））
⑥	業種ごとの実績高を確認できる書類	下記のいずれかの登録を受けている方は、それぞれに掲げる書類の写しを提出してください。 (1) 測量法による登録 測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し ①「損益計算書」（直前2年分） ②「添付書類(ホ)使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」（直前1年分） (2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に定める登録 建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の営業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 技術管理者」（直前1年分） ④「ヘ 技術士等一覧表」（直前1年分） ⑤「ト 財務事項一覧表」（直前1年分） (3) 地質調査業者登録規定(昭和52年建設省告示第718号)に定める登録 地質調査業者登録規定第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の営業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 技術管理者、現場管理者」（直前1年分） ④「ヘ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」（直前1年分） ⑤「ヘ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」（直前1年分） ⑥「ト 財務事項一覧表」（直前1年分） (4) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に定める登録 補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の営業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 財務事項一覧表」（直前1年分）
⑦	営業経歴書	【県様式第3号】
⑧	技術者経歴書	【県様式第4号】
⑨	申請業務に係る業務実績書	【県様式第6号】
⑩	県内技術者一覧表	【県様式第9号】
⑪	県内実務経験者数等一覧表	【県様式第10号】

⑫	納税証明書 <u>(写し可)</u>	<p>次に掲げる納税証明書(発行後2ヶ月以内のもの)を提出してください(消費税については、課税対象業者に限りません)。</p> <p>(1) 県内に営業所を有する方</p> <p>① 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(※税務署が発行する証明書)</p> <p>【法人】納税証明書(その3の3)</p> <p>【個人】納税証明書(その3の2)</p> <p>② 岩手県税〔県が賦課徴収するすべての税目〕(※広域振興局県税部等が発行する証明書)</p> <p>【法人・個人】納税証明書(様式第111号イ)</p> <p>且つ、町内に営業所を有する方</p> <p>③ 平成28・29年度岩手町税(※岩手町税務会計課が発行する証明書)</p> <p>【法人】法人町民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>【個人】町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>(2) 岩手県内に営業所を有しない方</p> <p>法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(※税務署が発行する証明書)</p> <p>【法人】納税証明書(その3の3)</p> <p>【個人】納税証明書(その3の2)</p>
⑬	登記事項証明書 <u>(写し可)</u>	<p>【法人】履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本</p> <p>【個人】身分証明書</p>
⑭	印鑑証明書 <u>(写し可)</u>	
⑮	使用印鑑届	様式は任意です。なお、⑯の委任状を提出する場合は不要です。
⑯	委任状	様式は任意です。代表者が支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合提出してください。

## 11 資格の喪失及び取消し

### (1) 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格が失われます。

- ① 政令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となった場合
- ② 法令の規定により業務に関する登録を抹消された場合

### (2) 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を取り消されることがあります。

- ① 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした場合
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた場合
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合
- ⑦ 資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると町長（水道管理者）が認めた場合

## 12 申請事項の変更等の届出

申請書の提出後、その内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出してください。

	変更事項	変更届に添付する書類
共通	商号又は名称に変更が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書(写し可。ただし、登記の変更が生じた場合のみ)</li> <li>・ 使用印鑑届(必要に応じて)</li> <li>・ 委任状(必要に応じて)</li> </ul>
	代表者に変更が生じたとき	
	受任者に変更が生じたとき	
	営業所の名称、所在地、電話・FAX番号に変更が生じたとき	
	営業所を新設したとき	
	営業所を廃止したとき	
建設工事	廃業したとき	添付書類は必要ありません。
	建設業法に基づく許可換え、又は許可区分の変更が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者登録連絡票</li> <li>・ 資格者証(写)</li> </ul>
関連業務	(県内企業で)技術職員に変更が生じたとき	
	資本金を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書(写し可)</li> </ul>